

茨城県後期高齢者医療広域連合業者選定委員会要綱

平成 25 年 4 月 1 日

訓令第 1 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日 訓令第 2 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日 訓令第 5 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 訓令第 6 号

茨城県後期高齢者医療広域連合の契約に関する選考委員会設置要綱（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合における契約事務の適正かつ公正な執行を図るため、茨城県後期高齢者医療広域連合業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項等）

第 2 条 委員会は、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号）に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札参加者の資格審査及び格付けに関すること。
- (2) 一般競争入札参加者の資格の取消し並びに参加の取消し及び停止に関すること。
- (3) 指名競争入札参加者の指名に関すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までの場合（再度の入札に付し落札者がいない場合を除く。）による随意契約の相手方及び理由に関すること。
- (5) その他契約に関すること。

2 前項の規定による審議の記録は、業者選定調書（別記様式）により行うものとする。

（構成）

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 委員長 事務局長
- (2) 副委員長 事務局次長
- (3) 委員 総務課長、事業課長、給付課長及び会計室長

（委員長及び副委員長の職務）

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急を要すると認めるものについては、持回り審議により会議に代えることができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員等及び関係職員は、審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務課が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

業 者 選 定 調 書

委員長	副委員長	総務課長	事業課長	給付課長	会計室長	予算主管課名		
						審 議 日	年 月 日	
						決 定 日	年 月 日	
契 約 の 名 称								
契 約 の 方 法				予 算 配 当 残 額				円
契 約 期 間 ・ 履 行 期 限				執 行 予 定 額				円
履 行 場 所 等				補 助 の 有 無	有 () ・ 無			
業 者 名	所 在 地			契 約 実 績 等	性 能 (技 術) の 良 否	県 内 営 業 所 の 有 無	決 定	備 考
摘 要	(一般競争入札の場合は参加資格要件等、随意契約の場合はその理由及び適用条項等)							